

第33回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和6年7月24日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

秋田地方裁判所602会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

伊藤繁、岡田龍太郎、斉藤永吉、左治木敦子、佐藤涼子、塩畑弘之、谷直子、
知念浩二、保坂英明、山田深幸

（説明者）

小抜首席書記官、和田主任書記官、泉総務課長

（事務局）

熊谷事務局長、田中総務課課長補佐

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

委員長として伊藤委員が選出された。

（4）職務代理者の指名

職務代理者として岡田委員が指名された。

（5）前回地裁委員会のテーマである「裁判所におけるデジタル化について」に関
し、前回委員会終了後の取組状況を説明

（6）協議

議題「裁判員制度の現状と課題」

ア 裁判員制度の概要について（広報動画の視聴）

イ 裁判員制度に対する国民の評価について

ウ 裁判員裁判に積極的に参加していただくための工夫について

エ 若年層への配慮事項について

オ 裁判員制度広報について

上記ア～オについて、意見交換の内容は別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和7年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

◎ 始めに、今回のテーマを提案いただいた趣旨等について、提案された委員からご説明いただきたい。

○ 裁判員制度の開始から15年が経つが、辞退率の増加も含め、裁判員制度に対する国民の理解や関心が高まっているかについては疑問を持っている。

現在の法律には、社会の大きな変化に対応できていない部分があるように感じられ、特に高齢化社会における老々介護の問題について、刑事事件に発展するなどの痛ましい事例が報道されることがあるが、このような事例においては、判決に地域住民の見識や、市民あるいは国民の常識をより取り入れるべきであり、それらを実現する裁判員制度は、社会に必要な仕組みであると考えている。

最高裁のアンケート結果等からも、裁判員制度について肯定的な意見が少なくない一方、辞退率は高い数値で推移しており、これらのギャップが生じる原因、その原因を解消する方法、関心等を高めるにはどうしたらよいかなどについて話し合いたいと考え、テーマとして提案したところである。

【裁判員裁判に積極的に参加していただくための工夫について】

◎ 裁判員制度に対する理解、関心がいまだ十分ではない原因は何なのか、どうすれば変えていくことができるかについてご意見をうかがいたい。

○ 制度がよく分からない、責任を負いたくない、心理的負担が重いといった理由が大きいのではないか。

○ 被告人が暴力団関係者であった場合等、自分の身に危険が及ぶのではないかと恐怖心を抱く方もいるのではないか。これまで、全国的に、裁判員が危害を受けた事例があったのか、そのような事態が生じないよう裁判所としてどのような対策を講じているのかについて教えてほしい。

□ 全国的には、暴力団の関係する刑事事件で、その関係者が裁判員に接触した事例があったが、そのような事態が懸念される事案においては、裁判員の裁判所への登庁時、一般来庁者と別のルートを使用したり、また、登庁時及び移動時に職員が付き添う等の対策を行っている。事案の性質等によって対応や裁判員への配慮の内容は異なるが、裁判員に危害が及ぶことのないよう、裁判所としてできる限りの対策をさせていただいている。

□ 補充すると、暴力団抗争等のハイリスクな事案については、裁判員は参加せず、裁判官のみで裁判を行うという選択肢もあるが、これは相当例外的な事案であり、実例としても全国で数件程度と承知している。

裁判員の安全確保への配慮として、裁判員の氏名は一切公にしておらず、これは法廷内でも法廷外でも同様である。具体的には、裁判官から裁判員へお声がけする際には、「1番さん」、「2番さん」などと、氏名は明かさずに番号でお呼びしているし、同じ運用を行う裁判所が多いように聞いている。また、判決宣告後、報道機関から裁判員への記者会見を求められることがあるが、もちろん任意参加であり、顔を出すか出さないか等も裁判員の希望どおりとしている。

実際のところ、これまで、裁判員に危害が加えられた事例はなかったものと承知しているが、先ほどの説明のような、被告人の関係者が裁判員に接触ないし接触しようとした事例は数件程度あったようであり、そういった事態が生じないよう十分に注意を払っている。

○ 男女共同参画の観点から、意思決定の場への女性の参画に関して問題意識を持っている。過去、女性において、重大な意思決定や方針決定の経験をあまり積んでこなかったという経緯があり、一方、男性には、性別役割分担意識や、重大な判断を行う場所を女性に渡してよいのかといった思いがあり、これらの要因により女性の参画が難しかったのではないかと考えている。

- 教育の場で、若い世代と接する中で、若い世代にはタイムパフォーマンスや興味のあることのみを重視する傾向が強いように感じており、裁判员裁判の迅速性についても良い印象を持たれなければ、興味を削ぐ結果となると考えている。

また、二、三年前、裁判员制度に関する説明会を大学で開催していただいた際、出席した女子学生から、血の付いた包丁などの証拠品を見せられるのが辛いとの発言があり、裁判官からは、絵などのマイルドなもので代替することもあると説明を受けたことを覚えている。このように、若い世代には、タイムパフォーマンスへのこだわりの他に非常にセンシティブなところもあって、時間のかかること、他人の人生に関わるようなことを嫌がるため、これらが裁判员制度への消極性につながることもあるのではないか。

さらに、他の委員のご意見と重複するが、学生以外のある女性にも、その裁判员裁判に関する説明会への参加を呼び掛けたところ、「裁判なんてとんでもない、男性をお願いします。」と断られたことがある。若い世代、女性、それぞれの意識の違いや傾向があることを理解し、それらを踏まえた方策が必要である。

- 仕事上、若い社員には男女の意識差が少ないものの、40代、50代と世代が上がるにつれ、意思決定や重い決断について、それを行う機会が多くなかったこともあり、女性の方が敬遠する傾向が強いように感じられる。会社全体として、時間をかけて意識改革に努めているところである。
- 裁判员に選ばれる前に、裁判に参加する期間がどれくらいか、知らせてもらうことは可能だろうか。どれくらいの負担が自分に生じるのかが分からないと、引き受けるか否か躊躇してしまうのではないか。
- 裁判员に選ばれるまでの流れをご説明すると、通知が2回届くことになり、1回目は裁判员候補者名簿に登載された旨の通知で、この段階では参加する刑事事件が決まっているわけではないため、1年を通じた辞退事由や、参加が困難な特定月等についてアンケートに答えていただく。2回目の通知は、裁判の日程が決まった後にお送りするもので、いつからいつまでの審理にご参加いただけるか、

支障の有無等をお尋ねする内容となっており、これにより負担の程度も把握できることとなる。

審理期間は事案によって非常にばらつきが大きい。事実関係に格別争いが無い事案では、法廷での審理を2日か3日程度、評議を1日か2日程度行うことが多く、短いものであれば、月曜日に開始し、金曜日に終了することもありえる。事実関係に争いがあり、複数の証人尋問等を行うような事案では、2週間あるいは3週間を要する場合もあるが、その審理期間中、裁判所に毎日お越しいただくのではなく、休息の日を入れるなどして、裁判員の負担軽減に向けた配慮をさせていただいている。

- ニュース等で裁判員裁判の長期化といった話題が取り上げられることもあるが、裁判員が参加する日数も増えているのか。
- 裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、公判前整理手続と呼ばれる、裁判官、検察官、弁護人の三者による、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続が行われる。以前は、法廷で審理を進めつつ、争点の明確化やそれを証明する方法の選別等も合わせて行うことが多かったため、法廷での審理が開始した後、当初の見込みより判決までの期間が長期化していくこともあったが、現在は、事前の争点整理や審理日程の調整を充実させることにより、法廷での審理の日数自体は短縮されているように感じている。ただ、公判前整理手続に相当な期間を要するケースはあり、世間の注目を集める事案ほどそのような傾向が強いように感じられ、公判前整理手続を含めた審理全体の期間が長期化することもある。
- 心理的な負担以外にも、社会的な人手不足といった、物理的な負担も問題である。肌感覚だが、仕事を休むことができないといった事情を持つ方は、以前より増えているのではないか。これが辞退率の推移に影響しているのであれば、裁判所あるいは法曹界の努力だけで改善されるものではなく、より一層、社会全体で裁判員制度について考える必要がある。

- 裁判員制度に対する企業の理解も必要であって、大企業であれば相応の協力が可能であろうが、いわゆる中小企業や零細企業では、人手不足の問題に直面しているため、その社員においては辞退を選択せざるをえないのではないか。中小企業や零細企業への働きかけも必要であろう。
- 先ほど、民事訴訟手続についてのデジタル化の進捗状況について説明を受けたが、裁判員の負担軽減のための、デジタル機器を用いた将来的な方策として、例えば裁判所の支部あるいは他の官公署等、外部からの干渉を受けない場所に裁判員が出席し、そことウェブ会議でつなぐことはどうか。

【若年層への配慮事項について】

- 最高裁のアンケートの結果をどのようにとらえているのか、裁判所の見解をうかがっておきたい。
- 個人的な印象ではあるが、若い世代の方においてポジティブな回答が多いように感じられ、歓迎すべきことと考えている。私が裁判官として経験した裁判員裁判においても、年齢の若い方が、年長者あるいは裁判官に物怖じして意見を言わなかったり、議論に参加しないといった傾向を感じたことはなく、良い意味で普通に意見を述べていただいていた。これと別に、若い世代の方が参加される割合、つまり全裁判員に占める若年層の割合が高くないことは事実ではあるが、これは人口構成における年齢面の問題もあり、現実問題として、学生は授業がある期間には裁判員裁判に参加しづらいであろうし、また、学生であることが辞退事由として法定されていることから、やむを得ないところはある。
- 報道機関の立場から、若い世代の参加意欲を感じているのであればなおさら、そこに食い込んでいく方策が必要であると考えている。裁判所は高校、大学への説明会や模擬裁判により一層力を入れ、報道機関もそれを取り上げ、裁判員制度のPRにつなげていくことが重要である。
- 先ほど見せていただいた広報動画は、いろいろな方たちが参加していいんだよというメッセージを感じ取ることのできる、とても分かりやすく、多くの方から

関心を持ってもらえる内容であると感じた。ただ、文字が大きく、また、文字が濃いように感じる場面があったが、若い世代は、大きな文字や濃い文字について、目が疲れてしまうとの印象を持つようである。雑誌売り場などを見ていただくと気が付くと思うが、若い世代向けのもは小さな文字が使われ、年齢層が上がるにつれ大きな文字と写真が多くなっていく。つまり、対象とする世代によって表現方法や広報の仕方を変える工夫が必要である。

ところで、子供向けのもので、三匹の子豚の童話を基にして、判決を皆で話し合って考えるとといった内容の動画があるのだが、裁判に興味を抱かせる方法として非常に面白いものであると感じたため、紹介させていただいた。

- ◎ 世代によって広報の仕方を工夫すべきであるとのことに関し、裁判所から紹介できる取組等はあるか。
- 夏休みの裁判所見学会においてクイズを実施したり、説明内容も、小学校、中学校、高校生それぞれのレベルに合うよう工夫をしている。ただ、それ以上の世代に向けて、年齢を分けて広報内容を変えるなどの実績はなく、いただいたご意見をもとに今後検討していきたい。
- 若年層は特に、消極的か積極的かの違いや、自己主張の強弱等に個人差が大きいため、6人の裁判員の中に一人で加わることへの不安も強いのではないか。例えば6人の中に同じ年代がもう一人いるといった人員構成とすれば、参加しやすいのではないか。
- 裁判員の選任は抽選で行うことになっており、その抽選において年齢、性別を考慮することはない。結果的に近い年齢の方が含まれることはあるが、前もって調整することは手続上難しい。
- 在住外国人の支援を行い、相談センターの運営や災害時の情報発信等に関わっているが、より要望に沿った、効果的な方策はないかと考え、全県各地で在住外国人との意見交換会を実施した。その結果、新しい学びや気づきが多く得られた他、当事者の声を聞いていたつもりが、十分ではなかったことを実感できた。裁

判所においても、県内の大学等に呼びかけるなどして、若年層を対象とした意見交換会を実施し、たくさんの生の声を聞くことは有益であろう。

□ ご意見を参考にさせていただき、今後検討していきたい。

【裁判員制度広報について】

◎ 裁判員裁判に関する広報全般について、ご意見をうかがいたい。

○ 先ほど見せていただいた広報動画は、QRコードから見るができるということではどうか。

□ チラシにQRコードを掲載しており、そのQRコードを用いて広報動画を再生することができる。また、裁判所のホームページからも再生可能である。

○ 広報動画自体は分かりやすく、優れた内容であると感じたが、広報的な効果を上げるためには、若年層において広報動画を拡散できるような方法をとるべきであり、紙媒体を用いる、あるいはホームページを経由するといった方法は、受け身な印象を受けた。

○ 私の子も、紙媒体と動画であればもちろん動画に魅かれ、その中でもSNSが圧倒的な情報源となっている。高い訴求効果を得るためには、SNSが一番有効である。

○ 先ほどの広報動画で、裁判員経験者からの、本当にやってよかったという感想が紹介されていたが、私たち、また、一部の高齢者には特に、そのような声あまり伝わってこない。裁判員経験者の感想にテーマを絞るなどの工夫をし、また、もっと報道機関やマスコミを活用して、情報発信する工夫が必要ではないか。

○ 小さい頃から、裁判あるいは司法は敷居の高いものであると感じてきたし、それが今でも続いている。裁判員制度そのものをターゲットとする方向性とは別に、奥にある裁判所や司法そのものをもっと身近なものにすることができれば、裁判員制度への関心も高まっていくのではないか。

◎ 実際の評議において裁判員が活発な議論を行っているか等について、裁判所の印象はどのようなものか。

□ 裁判官としての感想となるが、裁判員制度導入前にイメージしていたよりも、実質的で、しっかりした議論がなされている。審理が進んでいく中で、最初の不安や緊張が解けていくと、裁判官が裁判員に問いかけるといった関係性に留まらず、裁判員同士での意見交換に発展していくことも多い。裁判員の年齢や性別が、議論が活発になされるか否かについて影響を与えるとは感じておらず、個々人の性格として控え目な方がいたとしても、発言の回数やボリュームに差が生じないよう、裁判官においてバランスをとった進行を心掛けている。